

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正〔平成26年4月1日〕により、プレジャーボートの適正管理を推進するための放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

○河川区域内の土地に船舶等を捨て又は**放置することを禁止**
(河川法施行令第16条の4第1項第2号イ)

○上記に違反した者に対して**罰則**を適用

* **罰則: 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金**
(河川法施行令第59条第2号)

【荒川水系荒川における放置等の禁止の適用】

○平成27年2月20日指定(放置等の禁止対象物:船舶)、**平成27年3月2日施行**

国土交通省 荒川下流河川事務所 管 理 課 TEL03-3902-2311
小名木川出張所(河 口～西新井橋)TEL03-3681-6131
岩 淵 出張所(西新井橋～笹目橋)TEL03-3901-4240